

テイクアウト等事業転換支援事業補助金について

(よくある質問 Q&A)

1. 事業転換支援事業の対象は飲食店だけですか？

本補助金は、食品衛生法施行令第35条第1号(飲食店営業)及び第2号(喫茶店営業)に規定される飲食店を対象としています。

飲食店営業:一般食堂、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業

喫茶店営業:喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業

2. 本店は市外にあるが、市内の店舗でテイクアウト事業を行う場合は、補助の対象となりますか？

本店が市外であっても、店舗等の事業所が市内にあれば対象となります。

3. 売上がどのくらい減少すれば、補助の対象になりますか？

本補助金は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が悪化している飲食店に対して事業転換の支援を行うものです。影響がある事業所であれば、売上げの減少率について指定はありません。

4. 市内に支店を複数持っているが、1店舗につきの補助となりますか？

1 店舗ごとに補助ではなく、複数の支店分を合算した事業者全体への費用に対し補助することとなります。

5. 外部にデリバリーサービスを契約した際の費用も対象となりますか？

外部サービスを利用する際の手数料等も補助の対象となります。

6. 3ヶ月以上事業を継続することとありますが、緊急事態宣言が解除されても続けなければならないのですか？

3ヶ月以上の転換事業の継続をお願いしています。途中で継続が困難になった場合は、ご相談ください。

7. 以前からテイクアウトや宅配を実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大によりテイクアウト事業の充実を図りたいと考えています。その際の費用は対象となりますか？

以前からテイクアウトやデリバリーを実施している事業所であっても、新たにメニューやサービスの拡充を行っている場合は、対象となります。

8. 事業が完了してからでないと、補助金の交付を受けられないのですか？

申請時に請求書を同時に提出していただきます。事業完了前であっても、交付決定を行い、補助金を支給します。なお、事業の完了後(3ヶ月後)に実績報告をお願いします。

9. 代表者の住所や本社所在地が志木市ですが、テイクアウトを行う店舗は市外にあります。この場合、補助金の対象となりますか？

代表者の住所や本店の所在地にかかわらず、市内で飲食店を行っていることが条件となります。

10. テイクアウトのための容器や、運搬のための自転車・バイク等の購入費も対象となりますか？

資機材の購入や備品の購入費も対象となります。

11. 以前からテイクアウトやデリバリーを実施していますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大以前にかかった費用について、対象となりますか？

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前(令和 2 年 2 月 25日以前)にかかった費用については対象となりません。

12. 3 月からすでにテイクアウト事業をはじめているのですが、支払い済みの費用も補助の対象となりますか？

すでに支払ってしまった費用であっても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴ってはじめた事業であれば対象とします。この場合、令和 2 年2月 26 日以降に発生した費用を対象とします。

13. 酒類をテイクアウトするための免許等の申請費用は対象となりますか？

テイクアウト事業を行うに当たって必要とした費用であれば対象となります。

14. いつからいつまでの費用が補助対象となりますか？

当該補助事業を開始した日から 3 ヶ月分のテイクアウト事業の実施に係る費用が対象となります。